

箕輪町太陽光発電初期費用ゼロ円モデル導入推進協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等の屋根への太陽光発電設備の設置を促進することで、ゼロカーボンを推進し、持続可能な社会を構築するため、初期費用を負担することなく太陽光発電設備を利用するサービス利用者に対し、予算の範囲内で協力金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) PPA（電力販売） 事業者が所有する太陽光発電設備をサービス利用者の住宅又は当該住宅と同一敷地内に設置し、当該太陽光発電設備により発電された電気をサービス利用者に販売するサービスをいう。
- (2) リース 事業者が所有する太陽光発電設備をサービス利用者に貸し出し、当該事業者が当該設備の設置も行うサービスをいう。
- (3) 初期費用ゼロ円サービス PPAやリース等、第三者が設備を所有する形態により太陽光発電設備がサービス利用者の住宅又は当該住宅と同一敷地内に設置され、サービス利用者が原則として初期費用を負担することなく太陽光発電設備を利用することのできるサービスプランをいう。

(交付対象者)

第3条 協力金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本要綱の施行日以降に初期費用ゼロ円サービス契約を締結し、自ら居住する住宅又は当該住宅の同一敷地内に存する建築物への太陽光発電設備の設置が完了していること。
- (2) 過去に本要綱による協力金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者が、町税等を滞納していないこと。
- (4) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。

(協力金の額)

第4条 協力金の額は、2万円とする。

(交付申請)

第5条 協力金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太陽光発電設備の設置完了日が属する年度内に、箕輪町太陽光発電設備初期費用ゼロ円モデル導入推進協力金交付申請書兼請求書（別記様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 設備の設置状況を確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、協力金の交付を受けた者が虚偽その他の不正な手段によって協力金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により協力金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る協力金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(別記様式) (第5条関係)

(別記様式) (第5条関係)

箕輪町太陽光発電設備初期費用ゼロ円モデル導入推進協力金交付申請書兼請求書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住所 箕輪町大字 番地
署名又は記名押印
電話

箕輪町太陽光発電設備初期費用ゼロ円モデル導入推進協力金の交付を受けたいので、箕輪町太陽光発電設備初期費用ゼロ円モデル導入推進協力金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、この協力金の審査のために、申請者及び申請者の同一世帯員の住民情報及び町税等の納入状況を事務担当職員が確認することに同意します。

1 設置の概要

太陽光発電設備の設置場所	箕輪町大字	番地
契約した初期費用ゼロ円サービス事業者	住所 名称 電話	
設置完了日	年	月 日

2 添付書類

- (1) 契約書の写し
- (2) 設備の設置状況を確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 振込先 (この情報は上記の事務以外には使用いたしません)